

栃木県立南那須特別支援学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめに係る児童生徒指導委員会」を組織し、保護者等、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、別添『栃木県立南那須特別支援学校いじめ防止基本方針』実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ対策として「いじめに係る児童生徒指導委員会」を定期開催し、本校の「いじめ防止基本方針」の決定を始め、様々な未然防止策を検討・実施し、いじめが疑われる事態を把握した際には、基本方針に沿って早期の解決に向け組織的に対応します。
- (2) 児童生徒及び保護者等に対して、「いじめに係る児童生徒指導委員会」の存在や活動が明確に捉えられるよう努めます。
- (3) いじめを始めとする児童・生徒指導上の諸問題に関する校内研修を、年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- (1) いじめはどの児童生徒にもどの学校においても起こりうるという事実を踏まえ、全児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に向けた取組を実践します。
- (2) 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ります。
- (4) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (5) インターネットのもつ利便性と危険性が理解できるようにし、情報機器の適切な使い方とネット上のマナーについて指導します。

3 いじめの早期発見・事案対処に向けて

- (1) いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努めます。
- (2) 児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒のささいな変化を見逃さないようにします。
- (3) アンケートや個人面談の実施等により、いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (4) 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日頃から保護者等との信頼関係を深め、保護者等との情報共有に努めます。
- (6) 児童生徒、保護者等、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知に努めます。

4 いじめの解消に向けて

- (1) いじめられた児童生徒(被害生徒)を徹底的に守り通します。
- (2) いじめられた児童生徒(被害生徒)や保護者等の立場に立って対応します。
- (3) いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合には、「いじめに係る児童生徒指導委員会」に報告し、組織的な対応につなげます。
- (4) いじめた児童生徒については、行為の善悪がしっかり理解できるようにするとともに反省を促し、二度といじめることのないよう、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。
- (5) いじめられた児童生徒といじめた児童生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者等の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- (6) いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えられるようにし、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (7) いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた児童生徒の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。